社会福祉法人　ダブルエッチジェー
生活介護事業　「JJ ヒマワリ」
重要事項説明書

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

１．　事業所経営法人

名　　称	社会福祉法人　ダブルエッチジェー
所　在　地	愛知県半田市椎の木町一丁目８番の１
電 話 番 号	０５６９―２０―７７５５
代表者氏名	理事長　竹内　涼
設 立 年 月	平成９年７月１０日

２．　事業所の概要

事業所の種類	指定生活介護事業所
指定年月日	平成２２年１０月１日指定
事業所の名称 （事業所番号）	ＪＪヒマワリ （２３１８２００３０６）
事業所の所在地	愛知県半田市吉田町四丁目１７５番地
連　絡　先	TEL０５６９－２７－８８３３ FAX０５６９－２７－８８４４
管　理　者	福田　友剛
サービス管理責任者	配置あり
サービスの実施地域	半田市
主たる対象者	障害の種類は特に定めない
定　　員	３０名
開設年月日	平成２２年１０月１日

３．　サービスの目的・運営方針

目　的	社会福祉法人ダブルエッチジェー（以下「事業者」という。）が設置するＪＪヒマワリ（以下「事業所」という。）において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成１７年法第１２３号。以下「法」という。）に基づく指定生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

運営方針	１　指定生活介護の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。 ２　事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。 ３　前二項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

４．　営業日及び営業時間とサービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、管理者が認めた土・日曜日は開所する。 （５月の連休、８月１３日～１５日、１２月２９日から１月３日まで、及び理事長が認めた特別休暇を除く。）
営業時間	８時３０分～１７時３０分
サービス提供時間	９時００分～１７時００分

５．　サービスに係る施設・設備等の概要

（１）施　設

建　物	構　造	鉄骨造　平家建
	敷地面積	２，８５１．３９㎡
	延べ床面積	８９５．８８㎡

（２）主な設備

	部屋数	備　　考
作業室	４室	生活介護３ 放課後等デイサービス１
多目的室	１室	避難スペース
食堂・ロビー	１室	食卓テーブル、椅子
厨　房	１室	
日常生活室		多目的室と兼用
社会適応訓練室		多目的室と兼用
相談室	１室	
医務室	１室	
宿泊室訓練室	３室	短期入所
便　所	７箇所	車椅子対応トイレ２箇所
浴　室	１箇所	
脱衣室	１箇所	
事務室	１室	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

６．　サービス提供職員の設置状況

（１）職員配置　　※サビ管＝サービス管理責任者

職　種	員数	常　勤		非常勤		常勤換算	備　考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	１		１			０．３	
※サビ管	１		１			１．０	
医　師	１			１		０．１	
看護師	１			１		１．０	
生活支援員	１２	１	５		６	９．０	
理学療法士							
栄養士	１		１			０．２	
調理員	２			１	１	１．０	栄養士

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

（２）各職種の勤務体系

職　種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
医　師	正規の勤務時間帯（１３：００～１５：００）
看護師	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
栄養士	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
調理員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）

７．　サービス提供の内容

（１）　身体等の介護

利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄・入浴等生活全般にわたる援助を行います。

（２）　身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。（日常生活訓練・社会適応訓練等）

（３）　食事の提供

栄養士の献立により、嗜好調査の下バランスのとれた食事を提供します。

（４）　生産活動及び創作的活動の機会の提供

生産活動及び創作的活動を行います。

（５）　関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図ります。

（６）　健康状態の確認

日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療

機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

（７） 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、必要な送迎サービスを行います。

（８） 相談、助言に関すること

利用者及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

＊全てのサービスは、「個別支援計画（生活介護計画）」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画（生活介護計画）」の写しは利用者に交付いたします。

８．　利用料金

（１）介護給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）から負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を引いた額が介護給付費の給付対象にお支払いいただきます（利用者負担額といいます）。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

（２）上記（１）の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

（３）事業者は、上記（１）及び（２）の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通所給付決定者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、介護給付費の代理受領を受けた場合は、通所決定保護者に対してその額及び内訳を通知するものとします。

（４）次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。

内容	料金
創作活動に係る材料費 及び外出活動に係る交通費	１回につき実費
給食サービスの提供に係る食事代	１食あたり６５０円 （材料費３５０円、管理費３００円） ※低所得者の軽減措置適用の場合：３５０円
その他日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者が負担することが適当とみられるもの	実費

※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。

※（１）から（４）までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとします。

（５）サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の当日午前１０時までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料（給食費の実費相当額）１日あたり	６５０円

（６）利用料金は、１ヶ月ごとに計算して請求しますので、毎月２６日までに現金又は口座振替にてお支払いください。

９．　サービス利用にあたっての留意事項

感染症対策	利用者（又はその家族）がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所の利用はご遠慮下さい。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は自己の責任において管理していただきます。
宗教、政治及び営利活動	他の利用者に対する宗教、政治及び営利活動はご遠慮ください。
その他	暴力行為等、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとします。

１０．　虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

（１）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。

（２）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

（３）前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止責任者	管理者　　福田　友剛

１１．　身体拘束について

事業所は事業等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」と言う）を行いません。

事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合にはその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲かげる措置を記録します。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

１２．　緊急時の対応

現にサービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

医療機関の名称	間瀬医院
医　院　長　名	ー
所　　在　　地	半田市吉田町５丁目５８番地
電　話　番　号	０５６９－２７－５１６６
診　　療　　科	内科、外科、整形外科

上記の他、緊急時には半田病院救命救急センターへ搬送します。

１３．　非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い、年２回以上、避難・防災訓練を実施します。
防火管理者	福田　友剛

１４．　業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

１５．　職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じます。

１６．　利用者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、障害児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。

＊閲覧等ができる窓口業務の時間は平日の午前８時３０分から午後５時３０分です。

１７．　秘密の保持

職員は、業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を保持します。また、事業者は職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

１８．　苦情・要望の受付について

（１）事業所の苦情・相談受付窓口

事業者の窓口	受付担当者　　福田　友剛 電話番号　　０５６９－２７－８８３３ ＦＡＸ　　０５６９－２７－８８４４ 受付日　　営業日と同じ 受付時間　　午前８時３０分から午後５時３０分
第三者委員	藤牧　実（法人監事）ＴＥＬ　０５６９－２９－１７８７ 三枝　寿也　　ＴＥＬ　０５６６－４１－１２３２

（２）その他の受付機関

※お住まいの市町村窓口にお問い合わせください	
□半田市役所 福祉部 地域福祉課	半田市東洋町２丁目１番 ＴＥＬ　０５６９－８４－０６４１ ＦＡＸ　０５６９－２２－２９０４
□	 ＴＥＬ ＦＡＸ
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	愛知県名古屋市東区白壁１－５０ ＴＥＬ　０５２－２１２－５５１５ ＦＡＸ　０５２－２１２－５５１４

１９．　事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うものとともに必要な処置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

保険会社名	AIG 損害保険株式会社
保険名	障害者施設総合補償制度
補償の内容	対人賠償、対物賠償、対人見舞費用（入院・治療）

２０．　第三者評価の実施状況について

本事業の第三者評価の実施評価は以下の通りです。

実施有無	(あり)　・　なし
実施した直近の年月日	２０２０年1月２４日
実施した評価機関の名称	株式会社　中部評価センター
評価結果の開示状況	事業所ブログに掲載済